

2019年10月1日

お客様各位

三井住友ファイナンス&リース株式会社

自動車関連税制改正に伴う書面の記載変更に関するご案内

自動車関連税制の改正に伴い、2019年10月1日をもって「自動車取得税」制度が廃止されるとともに、「自動車税」および「軽自動車税」の名称が変更されることとなりました。これに伴い、弊社が使用する書面（書面の名称にかかわらず、契約書、覚書および協定書等を含みますが、これらに限られません。）において、「自動車取得税」、「自動車税」および「軽自動車税」とあるのは、それぞれ下記のとおり変更されますので、ご案内申し上げます。

変更前	変更後
自動車取得税	自動車税（環境性能割）
自動車取得税 （対象物件が軽自動車の場合）	軽自動車税（環境性能割）
自動車税	自動車税（種別割）
軽自動車税	軽自動車税（種別割）

以上

【お問合せ先】 事務企画部 永井（TEL 03-5219-6355）